

日本遺産「麒麟獅子舞」VR 動画コンテンツ制作業務 仕様書

1 業務名

日本遺産「麒麟獅子舞」VR 動画コンテンツ制作業務

2 業務の目的

鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町、新温泉町の1市6町が日本遺産認定を受けた『日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」』のストーリーの象徴である麒麟獅子舞を360°動画で撮影し、VR動画コンテンツとして開発することで、日本遺産、麒麟獅子舞の魅力を発信し、観光誘客を図ることを目的とする。

3 業務の内容

絶景・秘境で舞う麒麟獅子の360°動画の撮影・編集、動画共有サイト「YouTube」での配信

※2年目の事業として、360°動画を活用したVRコンテンツの開発を予定。

(英語、韓国語、中国語(繁体)、中国語(簡体)などの多言語化を含む)

(1) 基本コンセプト

- 日本海から吹きつける風が創り出した「絶景」や「秘境」を背景に、厳しい風の季節を生き抜くため、この地の人々が心のよりどころとする「麒麟獅子」が舞う動画を撮影し、訪れる観光客等がスマートフォン、PC等から動画共有サイト「YouTube」を通じて配信することで、麒麟獅子舞や日本遺産ストーリーの魅力を発信につなげる。
- 開発するVRコンテンツを通じて、訪れる観光客に絶景・秘境と麒麟獅子舞の魅力が伝わるものであること。
- 外国人観光客など、あらゆる訪問者に使いやすく、わかりやすいVRコンテンツであること。

(2) 「絶景・秘境と麒麟獅子舞」コンテンツ候補(案)

- 鳥取砂丘と麒麟獅子舞(鳥取市)
- 浦富海岸と麒麟獅子舞(岩美町)
- 不動院岩屋堂と麒麟獅子舞(若桜町)
- 智頭の林業景観と麒麟獅子舞(智頭町)
- 太田家住宅と麒麟獅子舞(八頭町)
- 余部鉄橋と麒麟獅子舞(香美町)
- 但馬御火浦と麒麟獅子舞(新温泉町) 計 7 スポット

※1市6町各1とし、下線コンテンツは各市町の意向を踏まえ最終的に決定する。

(3) 動画の仕様

- 撮影・編集する動画は上記の1市6町各1の計7種類とする。
- 動画は1分程度を目安とする。
- 撮影した麒麟獅子舞等を紹介する解説テロップ(日本語)を入れる。テロップ原稿は日本遺産「麒麟のまち」推進協議会より提供する。

(4) その他留意事項

- システム設計・開発について
 - ・2年目の事業展開を見据え、VR動画コンテンツとしての活用が可能な仕上げとすること。
 - ・iOS(version9.0以上)及びAndroidOS(version8.0以上)に対応したVR動画を制作すること。また、公開にあたって必要な動作検証を行うこと。
 - ・開発した動画を、利用者が動画共有サイト「YouTube」から再生できるための手続きを行うこと。
 - ・外国人観光客等が持ち込んだスマートフォンやタブレットPC等で利用可能であること。
 - ・日本語以外に、2年目に行う予定の英語、韓国語、中国語(繁体)、中国語(簡体)などの多言語に対応し、切り替え表示が可能であること。
 - ・他のアプリケーション(twitter、facebook等)と連携し、麒麟獅子舞の魅力発信に有効であること。なお、情報発信は日本遺産「麒麟のまち」推進協議会が実施する。

・アプリケーションの利用率を高めるための効果的なPRがなされていること。

なお、情報発信は日本遺産「麒麟のまち」推進協議会が実施する。

保守・セキュリティ対策について

・委託期間中、必要な対応（動画不具合の修正等）を行うこと。

※YouTube アカウントの管理は日本遺産「麒麟のまち」推進協議会が行う。

(5) 二次利用

VR 動画及び素材は、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、香美町、新温泉町、一般社団法人麒麟のまち観光局がPRを目的に無償で使用できる。

4 委託期間

契約締結日から令和2年2月28日（金）まで

5 成果物・納期・納入場所等

成果品：動画データを記録したDVDまたはUSBメモリ 1式

納期：令和2年2月28日（金）

納入場所：日本遺産「麒麟のまち」推進協議会（一般社団法人麒麟のまち観光局）

6 その他

本業務の遂行に当たっては、日本遺産「麒麟のまち」推進協議会と十分協議・調整を行うこと。

成果品、データの使用权、著作権は、納品時に日本遺産「麒麟のまち」推進協議会に帰属する。

納入データは発注者が日本遺産や麒麟のまちのPRを目的に、無償で使用することとし、納品にあたっては再編集可能な形式とすること。